

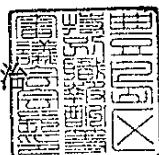
写

令和3年11月12日

豊島区長
高野之夫様

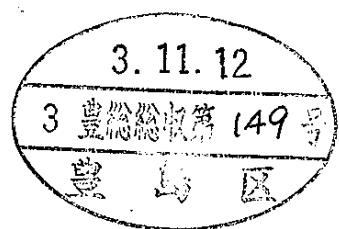
豊島区特別職報酬等審議会

会長 鈴木利治



特別職の報酬等について（答申）

令和3年11月8日付諮問第1号で貴職から当審議会に対して諮問のあった、区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長および教育長の給料の額等について、別紙のとおり答申します。



豊島区特別職の報酬等に関する答申

令和3年11月12日

豊島区特別職報酬等審議会

豊島区特別職の報酬等に関する答申

豊島区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、令和3年11月8日、豊島区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額について、区長から諮問を受けた。

本審議会は、この諮問を受け、特別区人事委員会勧告の概要、区議会議員の議員報酬及び区長等の給料の特別区比較等の各種資料をもとに、社会経済情勢等を考慮しつつ、公平かつ公正な立場に立ち、慎重に審議を行った。

1 報酬等の額

区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額は、現行のとおり据え置くことが適当である。

2 据え置くことが妥当とした理由

区議会議員は、二元代表制の一翼を担う区議会にあって、主体性・自立性を保ちながら区の意思決定を担う重要な職責を担うとともに、議会活動を通じた行政経営のチェックを行うなど、その活動は広範・多岐にわたっている。

一方、区長及びこれを補佐する副区長は区政課題が山積する中、多様化する住民ニーズに応え、区民の福祉向上と未来を見据えた区政運営を牽引する立場にある。また新型コロナウイルス感染症の感染者数は減少傾向にあるものの、第6波への懸念をはじめ予断を許さない状況にある。このような状況において、常に区政の先頭に立ち、区民の命を守らねばならず、その職責はますます重要となっている。教育長についても、教育委員会を代表するとともに、教育委員会事務局の指揮・監督者として教育行政を進めていくという重責を担っている。

区議会議員の報酬、区長、副区長及び教育長の給料月額は、その果たす役割の重要性と職責に見合うものであることが望ましいと言える。

一方で、区の基幹歳入のうち、令和2年度の特別区税は前年度に比べ2.2%の増と6年連続で過去最大を更新したものの、財政調整交付金は前年度に比べ11.7%減と大幅

な減となり、今後の歳入環境は不透明な状況にある。

このような状況の中、一般職について、令和3年10月20日に特別区人事委員会より、月例給については改定を行わないことが適当、特別給については年間の支給月数を0.15月引き下げ、期末手当から差し引くとの勧告がなされた。

以上のことと踏まえ、本審議会は、今年度の答申に関しては、コロナ禍における厳しい社会経済情勢、さらには職員の給与勧告の状況を総合的に勘案し、諮詢を受けた報酬並びに給料の額については、現行の水準に据え置くことが適当であるとの結論に達した。

3 意見

職員については、通常業務に加え、コロナ対応の業務が増加している状況があるにもかかわらず期末手当について引き下げの勧告がなされた。こうした状況に加え、コロナ禍において、多くの区民が困難に直面している状況に鑑み、特別職及び議員の期末手当についても、職員への勧告を目安に減額すべきであると考える。

令和3年11月12日

豊島区特別職報酬等審議会

会長 鈴木利治

会長職務代理 山本道子

委員 石原裕

委員 加藤竹司

委員 木川嘉一

委員 中島義春

委員 福田房子

委員 守屋仁子

委員 山口実